

チェコ共和国産業財産庁

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 CZ. I
譲渡の宣言書	附属書 CZ. II
優先権の譲渡証書	附属書 CZ. III
委 任 状	附属書 CZ. IV

略語のリスト

国内官庁：	チェコ共和国産業財産権庁
PL：	改正特許法 No. 527/1990 Coll. ¹
	施行令 No. 550/1990 Coll. 改正 (No. 21/2002 Coll.) ¹
UML：	改正実用新案法 No. 478/1992 Coll. ¹
Law No. 173/2002 Coll.：	薬剤及び植物保護製品についての特許並びに追加証の維持手数料 に関する法律，並びにその一部の改正法 ¹
Fees：	行政手数料に関する法律 No. 634/2004 Coll. ¹

1 法律の条文はインターネット <http://upv.gov.cz/> から入手することができる。

指定（又は選択）官庁 C Z	チェコ共和国産業財産庁	概要 C Z
国内段階に入るための要件の概要		
国内段階に入るための期間	P C T第22条(3)に基づく期間：優先日から31箇月 P C T第39条(1) (b)に基づく期間：優先日から31箇月	
国内官庁は権利回復を認めるか (P C T規則49.6)？	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	CZK 1,000	
要求される国際出願の翻訳文の言語	チェコ語	
要求される翻訳文	P C T第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びP C T第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約 P C T第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	認める	
国内手数料	通貨：チェコ・コルナ（CZK） 特許： 出願手数料 ¹ CZK 1,200 実用新案： 出願手数料 ¹ CZK 1,000	
国内手数料の免除，減額又は払戻し	出願人が発明者でもある場合，出願手数料は50%減額される	

[次頁に続く]

1 P C T第22条又は第39条(1)に基づく期間内に手数料を支払わなければならない。

C Z	チェコ共和国産業財産庁（続き）	C Z
国内官庁の特別の要件 （P C T規則51の2） ²	出願人が発明者でない場合には，譲渡証又は移転証 ³ 出願人が同一でない場合には，優先権の譲渡証 ³ 出願人がチェコ共和国に居住していない場合には，代理人の選任 特許については，国際出願の翻訳文2通及び図面2通 実用新案については，国際出願の翻訳文2通及び図面2通 国際出願が，特許及び実用新案双方についてされた場合には， 委任状2通	
誰が代理人として行為できるか？	チェコ共和国で登録されている特許代理人又は弁理士	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の 効果を認めるか（P C T規則49の3.1）？	認めない	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか （P C T規則49の3.2）？	認めない	

2 P C T第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合，国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

3 対応する申立てがP C T規則4.17に基づき行われていれば，この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

CZ. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文における誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。国内官庁に提出された翻訳文が明細書のみの場合、国内官庁は、出願人に欠落している部分の提出を命令し、後から提出された翻訳文が国内官庁に提出された翻訳文の開示の範囲を拡げていない場合には、後から提出された翻訳文を認める。

CZ. 02 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書CZ. I に概説されている。

PL Art. 29

CZ. 03 譲渡の宣言書

出願人が発明者でない場合には、国際出願をする権利の譲渡の宣言書を提出されなければならない。詳細については、附属書CZ. II の宣言書の見本（公式なものではない）を参照されたい。認証は必要ない。提出期間は概要を参照されたい。

PL Art. 29

CZ. 04 優先権の譲渡書

先の出願に基づく優先権を主張し、その出願の出願人が国際出願の出願人と同一でない場合には、優先権の譲渡証書を提出しなければならない。詳細については、附属書CZ. III 譲渡書の見本（公式なものではない）を参照されたい。認証は必要ない。提出期間は概要を参照されたい。

PL Art. 70(1)

CZ. 05 委任状

委任状を提出して代理人を選任しなければならない。見本は附属書CZ. IV に示されている。

Law No. 173/2002

CZ. 06 年金

特許が付与された後、国際出願日後の各年について年金を支払わなければならない。特許付与の日において満了している又は開始している年度についての年金は、特許付与から3箇月以内に支払わなければならない。その後の年度についての年金は、「特許年度」が満了する末日以前に支払わなければならない。要求される期間内に年金を支払わなかった場合であっても、6箇月の追加期間内であれば支払うことができるが、年金の額は2倍となる。

PL Art. 33(1)
33(2)

CZ. 07 審査請求

特許性について審査された後に限り、特許は付与される。審査請求は、出願人又は第三者が請求することができる。請求について特別の様式はない。

PL Art. 33(3)

CZ. 08 審査請求の期間

出願の審査請求は、国際出願日から36箇月以内に行わなければならない。

PCT Art. 28
41

CZ. 09 出願の補正及びその時期

出願人は、特許付与の決定が確定するまで、補正後の出願の主題が出願時の範囲を超えないことを条件に、明細書、請求の範囲及び図面を補正することができる。

PCT Art. 25
PCT Rule 51

CZ. 10 PCT第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。PCT第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、その決定の通知の日から30日以内にその決定の再審査を国内官庁に請求することができる。

PCT Art. 24(2)
48(2)

CZ. 11 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

国内段階6.022から6.027項を参照。

PL Art.	65	CZ. 12 ある手続について国内官庁が指定した期間は、請求及び期間延長手数料の支払によって延長することができる（附属書CZ. I 参照）。2箇月を超える期間及び3回を超える期間延長は、特別な場合に限り認められる。
PL Art.	65	CZ. 13 期間を遵守できなかった原因が解消した日から2箇月以内に、手続の当事者が請求した場合、国内官庁は期間を遵守できなかった手続を2箇月以内に行い、関連規定に定める事務手数料を支払うことを条件に、期間を遵守できなかったことについて法的理由に基づき許容することができる。
PL Art.	65	CZ. 14 手続を行わなければならなかった期間の満了から1年経過した後では、期間を遵守しなかったことは許容されない。優先権の主張及び優先権の証明又は出願の審査請求若しくは特許手続の係属請求の期間を遵守できなかったことも同様に、許容されない。遵守されなかった期間の満了の日とその期間を遵守しなかったことを許容された日との間に、第三者が得た権利には影響を与えるものではない。
PCT Art.	4.3 43 44	CZ. 15 実用新案 出願人がチェキアにおいて、国際出願に基づき、
PCT Rule	4.12 49bis.1 (a),(b)	(i) 特許に代えて、又は (ii) 特許に追加して、
UML Par.	76.5 9	CZ.19の規定に従うことを条件として実用新案登録の取得を希望する場合には、第22条又は第39条で規定する行為をする時点で、国内官庁にその旨を表示する。
		CZ. 16 国際出願が特許に代えての実用新案についての場合（CZ.15にいう場合を参照）、その要件は以下のものを除き、特許の場合と基本的に同じである。 (i) 要約の翻訳文の提出 (ii) 審査請求 (iii) 年金の支払 年金に代えて、更新手数料を実用新案について支払う。支払日及び額は附属書CZ. I に示されている。2回の更新手数料の支払により、保護期間は、最初は5年から7年、2回目は8年から10年について延長することができる。
UML Par.	9	CZ. 17 国際出願が特許及び実用新案の両方を求める場合（CZ.15(ii)にいう場合を参照）、出願人は、国内段階移行について適用される期間内に、以下の要件を遵守しなければならない。 (i) 特許及び実用新案両方についての出願手数料2種を支払う (ii) チェコ語への翻訳文を提出する (iii) 特許については3部、実用新案については2部、国際出願の翻訳文を提出する (iv) 委任状2部を提出する (i)、(iii)及び(iv)の要件は、国内段階移行について適用される期間内に遵守されない場合、国内官庁が通知で定めた期間内に遵守することができる。
PCT Art.	7(2)(ii)	CZ. 18 CZ.15にいういずれかの場合において、国際出願が図面を含んでいない場合、国内官庁は、通知で定めた期間内に図面を提出するよう出願人に求める。
PCT Rule	72	

UML Par. 10

CZ. 19 先の国内特許出願又はチェキアの国内特許を求める国際出願の主題に関する実用新案出願は、当該特許出願についての最終決定日から2箇月以内、又はこの決定が行われなければ当該特許出願の出願日から10年目の末日前に当該実用新案出願を行うことを条件に、当該先の特許出願の出願日を主張することができる。当該先の特許出願において主張された優先権は、その後の実用新案出願にも適用される。

手 数 料

(通貨：チェコ・コルナ)

特 許

出願手数料（出願人が発明者でもある場合，50%減額）	1,200
譲渡登録手数料	600
審査請求手数料	
－基本手数料	3,000
－10個を超える各請求の範囲についての追加手数料	500
最初の期間延長手数料	200
2回目以降の期間延長手数料	500
期間を遵守しなかったことの許容を請求するための手数料	1,000
10頁を超えない特許証の発行手数料	1,600
－1頁を追加することに	100

年 金

－第1年から第4年までの各年	1,000
－第5年から第8年までの各年	2,000
－第9年	3,000
－第10年	4,000
－第11年及びその後の各年	前年の年金に2,000 加算した金額

実用新案

出願手数料（出願人が発明者でもある場合，50%減額）	1,000
最初の更新手数料（出願日から4年目の同月の最後の日が支払日となる）	6,000
2回目の更新手数料（出願日から7年目の同月の最後の日が支払日となる）	6,000

手数料の支払方法

手数料はチェコ・コルナ建で支払わなければならない。すべての支払には，出願番号（判明していれば国内出願番号，国内出願番号が不明であれば国際出願番号），出願人の氏名又は名称，支払う手数料の種類を表示しなければならない。

年金は，チェキアのプラハ所在の Czech National Bank の工業所有権庁の口座 No. 80012-21526001/0710に支払わなければならない。

欧州特許の年金は，プラハ所在の Czech National Bank の工業所有権庁の口座 No. 35-21526001/0710 に支払わなければならない。

その他の手数料は，プラハ所在の Czech National Bank の工業所有権庁の口座 No. 3711-21526001/0710 に支払わなければならない。

あて名：Czech National Bank, Na Příkopě 28, Prague 1, Czechia.

様 式（附属書C Z. II－IV）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 C Z. II 譲渡の宣言書

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_cz.pdf

附属書 C Z. III 優先権の譲渡証書

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_cz.pdf

附属書 C Z. IV 委任状

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_IV_cz.pdf